

2025年 4月 1日

新宿区長 宛て

団体名 認定NPO法人日本国際親善協会
所在地 〒160-0023 東京都新宿区西新宿
1-19-8 新東京ビル 10階
(フリガナ) イセ ヒロアキ
代表者氏名 **伊瀬 洋昭**

新宿区協働推進基金助成金交付申請書

新宿区協働推進基金条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金申請額 金 324,000 円

申請事業の分野 (該当の分野1つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、主要な分野に○をしてください。)		
保健・医療・福祉	災害救援	情報化社会
社会教育	地域安全	科学技術
まちづくり	人権擁護・平和	経済活動
観光	<input checked="" type="radio"/> 国際協力	職業能力開発・雇用機会拡大
文化・芸術・スポーツ	男女共同参画	消費者の保護
環境	子どもの健全育成	市民活動支援
その他		

助成事業計画書

団体名	認定 NPO 法人日本国際親善協会 こころのうた実行委員会
事業名	「こころのうた～Song of the heart」プロジェクト
① 事業目的・事業概要	<p><事業目的></p> <p>世界の国々～コミュニケーションツールの一つとしての「音楽」にスポットを当て、「音楽」がその国に興味を持つきっかけとなることで、相互理解へとつなげます。</p> <p><事業概要></p> <p>本事業は、各国大使館のご協力のもと、日本在住の外国人が世界各国の代表的な「心の歌」「ふるさとの歌」をテーマに歌唱し、文化交流を深めることを目的としています。2025年4月1日、「こころのうた実行委員会」を設立し、「こころのうた～Song of the heart」という一つのテーマのもと、長期的な取り組みになるよう事業を行います。</p> <p>まず、新宿区立大久保地域センターにて、小規模な歌の交流会（参加者 100名まで）を開催します。この場を通じて、子供からお年寄りまで、さまざまな世代の新宿区在住の外国人との相互理解を促進するとともに、当会の活動を広く認知していただく機会とします。</p> <p>次に、2026年2月に新宿文化ホールで開催予定の幅広い世代の「心の歌」「ふるさとの歌」についてのフェスティバルに向けた楽曲募集を開始します（ホール抽選：2025年8月予定）。応募者には、音源または動画を LINE やその他 SNS ツールを通じて提出していただき、当会が審査を行います。審査基準は、歌唱力だけでなく、楽曲に込められた想いや表現力も重視します。子供からお年寄りまで幅広い世代の心の歌を集めます。選考を通過した方々は、本番のフェスティバルに出演することができます。（20名の定員に満たない場合は無条件に全員通過）選考されなかった方もフェスティバルの当日にご来場していただきます。</p> <p>フェスティバルでは、より多くの外国人および日本人の方々に参加していただきたいと考えておりますが、ホールの使用時間に制限があるため、出場者は20名に限定します。観客はどなたでも無料で入場可能です。本番参加者には、賞状およびドリンクチケットを授与し、その努力を称えます。さらに、イベントの中で、観客を含めた全員が参加できる歌のコーナーも設けます（幸せなら手をたたこう、365歩のマーチなど）。</p> <p>また、本番ステージに出場できなかった方々に対しても、歌を通じた定期的な交流の機会を設け、継続的なつながりを育んでいきます。本事業を通じて、次年度以降の「心の歌」イベントへの期待を高め、より多くの方々に参加していただけるよう努めてまいります。</p>

<p>② 地域課題・ 社会的課題</p>	<p>新宿区は、約130の国や地域からなる4万人を超える外国人が暮らしており、その割合は区民全体の約13%に達しています。(令和5年度新宿区多文化共生実態調査.2024年2月7日・https://www.city.shinjuku.lg.jp/tabunka/tabunka01_002063_00001.html?utm_source=chatgpt.com)この多様性は地域の活力となる一方で、以下のような課題も浮き彫りになっています。</p> <p>外国人住民と日本人住民との交流機会が限られており、相互理解の不足が問題となっていると言われてしています。区内在住の18歳以上の外国人5,000人に対する多文化共生実態調査の中で、日常生活で困っていることについて特に多かったのは、「ことば」「友人が少ない」というものでした。このことから、交流のきっかけや場を求めていると考えられます。「日本人とつき合いがない」と答えた外国人が50%を超えています。日本人とつき合いがない理由は「話しかけるきっかけがない」(70%近く)「つき合う場がない」(40%強)、などです。日本人高齢者の独居や孤立の問題が指摘されていますが、外国人高齢者の孤立もまた、日本国内において深刻な社会問題となっています。戦後の労働力不足を補うために移住した外国人や、国際結婚を経て日本に定住した方々が高齢化を迎えています。しかし、言語の壁や社会的支援の不足、地域コミュニティとの交流により、社会から孤立しやすいという課題があります。</p> <p>区内在住する18歳以上の日本人と外国人それぞれ5,000人に対する調査の中で、「偏見・差別をなくすために必要だと思うこと」については、外国人住民と日本人住民双方において「お互いの文化を知る」ことが必要だという割合が50%以上でした。外国人と日本人がお互いに同じ認識を持っていることから、文化理解の促進が双方にとって共通の課題であることがわかります。</p> <p>新宿区で生活していく上で知りたい情報の調査において、「お祭り・スポーツなどのイベント」の回答が50%近くという結果で、地域の文化・スポーツイベントに興味があることがうかがえます。このことから、日本人との接点を増やすイベントや活動に関心があるのではないかと推測できます。</p> <p>そもそも、なぜ「多文化共生」が必要なのでしょうか。</p> <p>現在、日本社会は少子高齢化や労働力不足といった課題を抱えているため、日本がこれからも安定し、発展し続けるためには、多文化共生を進め、外国人と日本人が共に支え合う社会を作ることが重要になっています。そして私たち日本人は、外国人がもたらす新しい視点や活力を前向きに捉える姿勢が必要だと考えます。</p> <p>長年、新宿区は多文化共生のまちづくりを推進しており、外国人住民への多言語での情報提供や、日本語教室の開催、地域交流イベントの実施など、多様な施策を積極的に展開しています。しかし、新宿区が多文化共生のまちづくりをさらに進めるためには、行政、地域住民、NPOなど多様な主体が連携し、外国人住民と日本人がお互いに安心して生活できる住みやすい環境を整えることが重要です。</p>
--------------------------	---

<p>② 課題解決のための取組</p>	<p>新宿区の調査結果は「文化理解を深めることが、偏見や差別の解消につながる」という共通認識があることを示しており、それを促進する取り組みの必要性を裏付けていると言えます。</p> <p>私たちは先述（「地域課題・社会的課題」の中）の「お祭り」「イベント」というキーワードに注目しました。日本国際親善協会の役割は、長年の国際支援・国際交流の経験を生かし、外国人と日本人との地域交流の場を設け、地域の問題解決に貢献していくことだと考えています。そこで、各国大使館のご協力の下、日本在住の外国人と日本人が、世界の国々の代表的な「心の歌」や「ふるさとの歌」をテーマに歌唱するイベントを開催します。音楽を通じた国際交流の場を提供し、参加者が互いの文化や背景を共有し、理解を深めることで、新たなつながりや友情が生まれることを期待しています。</p>
<p>③ 先駆性・専門性</p>	<p>【先駆性】</p> <p>本事業は、新宿区において初めて外国人と日本人と一緒に「こころの歌」「ふるさとの歌」を披露し交流するイベントであり、単なる娯楽の場ではなく、お互いの文化を理解し合うための新しい交流の形を生み出す試みです。</p> <p>【専門性】</p> <p>長年にわたり国際交流に携わってきた経験を活かし企画・運営します。また、各国大使館、外国人支援団体、地域の文化交流団体と連携し、専門的な視点から多文化共生の促進に貢献します。</p>
	<p>I イベント（会議）の開催予定等</p>

<p>⑤ 具体的な活動</p> <p>内容</p> <p>(イベントが複数ある場合は、こちらのページを複写して作成してください)</p>	<ol style="list-style-type: none">1. イベント(会議)名: (「こころのうた～Songs of the heart」国際交流会)2. 活動内容: 新宿区多文化共生プラザや大久保図書館等と連携し、こころの歌プレイベントを開催(日本人と外国人による歌についての文化交流) プロ歌手も参加。参加者は外国人と日本人で～100名程度を予定。3. 実施期間、回数: 2025年9月20日(未定)土曜日 回数: 1回4. 実施場所: 新宿区立大久保地域センター(予定) https://ookubocc.tokyo/5. 周知(募集)方法、期間: LINE・Facebook、プレスリリース、多文化共生プラザ・各国大使館への掲示、日本語学校等の教育機関、外国人の就労先企業等へチラシ送付等。(期間: 2025年7月1日～9月19日)6. 対象者・定員数: 新宿区(またはその近隣地域、東京都内広域も可)在住の外国人、日本人で定員50名(安全上の理由、スムーズな運営のため50名程度予定)7. 人員・スタッフ数 団体構成員(4)名 講師等(1)名 アルバイト()名 ボランティア()名8. 安全対策等: * 手指消毒の設置---会場入り口に手指消毒液を設置し来場者に消毒を促す。
--	---

- * マスク着用の推奨---必要に応じて来場者にマスクの着用を推奨。
- * 体温チェック---インフルエンザなどの感染症流行の場合、入場時に体温チェックを行い、発熱者の入場を制限

II イベント（会議）の開催予定等

1. イベント（会議）名：（「こころのうた～Songs of the heart」音源募集活動）
2. 活動内容：SNS等を利用し、本人歌唱音源もしくは動画を送ってもらい審査
3. 実施期間、回数：2025年11月1日募集開始～1月31日（締切）
4. 実施場所：新宿区西新宿1-19-8 新東京ビル10階日本国際親善協会内、こころのうた実行委員会事務局
5. 周知（募集）方法、期間：LINE・Facebook、プレスリリース、多文化共生プラザ・各国大使館への掲示、日本語学校等の教育機関、外国人の就労先企業等へチラシ送付等。（期間：2025年10月1日～12月31日）
6. 対象者・定員数：新宿区（またはその近隣地域、東京都内広域も可）在住の外国人、日本人
7. 人員・スタッフ数
 団体構成員（4）名 講師等（1）名

アルバイト（ ）名 ボランティア（ ）名

8. 安全対策等：予選は対面式ではないので安全・感染対策はありません。

Ⅲ イベント（会議）の開催予定等

1. イベント（会議）名：「こころのうた～Songs of the heart」
2. 活動内容：イベントホール日本在住の外国人と日本人が、世界の国々の代表的な「心の歌」や「ふるさとの歌」をテーマに歌唱します。（アマチュア20名）プロ歌手（2名）参加。
3. 実施期間、回数：2026年2月28日（土曜日）
4. 実施場所：新宿区立新宿文化センター（小ホール） 予定 〒160-0022 新宿区新宿 6-14-1 Tel:03-3350-1141 <https://www.regasu-shinjuku.or.jp/bunka-center/>

5. 周知（募集）方法、期間：LINE・Facebook、プレスリリース、多文化共生プラザ・各国大使館への掲示、日本語学校等の教育機関、外国人の就労先企業等へチラシ送付等。（期間 2026 年 1 月 1 日～2 月 27 日）

6. 対象者・定員数：新宿区（またはその近隣地域、東京都内広域も可）在住の外国人、日本人。イベント参加者は 200 名程度。（内、歌を披露する方はアマチュア 20 名、プロ 2 名）

7. 人員・スタッフ数

団体構成員（ 4 ）名 講師等（ 2 ）名

アルバイト（ ）名 ボランティア（ 20 ）名

8. 安全対策等：

- * 避難経路の確認・表示---全ての避難経路を事前に確認する（非常口の標識など）。
- * 消火器の設置確認---場所と使用方法をスタッフと共有。
- * 障害物の排除---移動の妨げとなるものを撤去し、通路や出口が塞がれないようにする。
- * 照明の整備---暗くならないように照明を適切に配置。
- * 困りごと対策---参加者の人数に応じて十分な数のスタッフを配置。即時対応できるようにする。
- * 緊急連絡網の構築---スタッフ間で緊急時の連絡先・連絡方法を共有。
- * 手指消毒の設置---会場入り口に手指消毒液を設置し来場者に消毒を促す。

	<ul style="list-style-type: none"> * マスク着用の推奨---必要に応じて来場者にマスクの着用を推奨。 * 体温チェック---インフルエンザなどの感染症流行の場合、入場時に体温チェックを行い、発熱者の入場を制限 * その他注意事項へのアナウンス---ゴミの持ち帰り、建物外観・内観の撮影禁止等アナウンスをする。 * イベント保険に加入：来場者、スタッフのイベント時の不測の事態（怪我、機材等の破損等）に備えて保険に加入。
<p>⑥ 期待される効果</p>	<p style="text-align: center;">ア 区民や地域社会への成果・効果</p> <p>新宿区民や地域社会にとって、多文化共生の意識を深める良い機会となる ことが期待されます。新宿区は外国人住民が多く、多様な文化が共存する 地域ですが、日常生活の中で異なる文化圏の人々と深く交流する機会はま だ限られています。このイベントを通じて、日本人と外国人が互いの故郷 の歌を披露し合うことで、言葉を越えた心の交流が生まれます。また、地 域の日本人住民にとっては、外国人の文化や価値観を身近に感じる機会と なり、理解や受け入れの姿勢が育まれることが期待されます。さらに、外 国人にとっても、地域社会に溶け込み、日本文化に親しむきっかけとなる ため、孤立を防ぎ、地域に対する愛着を深める効果が期待できます。この</p>

イベントは、地域の日本人と外国人双方にとって、共に楽しみ、つながる場を提供することで、より開かれた地域社会の実現に貢献します。

イ 現状や課題に対する成果・効果

現状、新宿区には多くの外国人が居住しているにもかかわらず、彼らが日本人と積極的に交流する機会はまだ限られています。特に言語の壁や文化的な違いが、日常的なコミュニケーションを難しくしている一因となっています。また、日本人側も、外国人との関わり方がわからず、適切な接し方を模索している現状があります。そうした中で、今回のイベントは、音楽という共通の楽しみを通じて、言語や文化の違いを超えたつながりを生む場となるでしょう。歌を通じてお互いの文化を知ること、異文化に対する理解が深まり、無意識のうちに抱えていた偏見や先入観を和らげる効果も期待できます。イベントの成功を通じて、今後も継続的な多文化交流の場を設けるきっかけとなり、外国人と日本人がより自然に交流できる地域環境の整備につながると考えています。

⑦ 今後の展望

イベント終了後、来場者とイベントのボランティアスタッフに対し行うアンケートを実施。結果を踏まえ、さらにニーズに合った充実したイベントになるように、事業を継続して行なっていきたいと考えております。
本事業において3つの目標を立て計画的に行なう予定です。

1. 短期的: 新宿区内での定着・継続開催

⑨ この事業に対する他の助成の有無
(申請中のものを含む)

有の場合は、助成名称(団体)及び助成額

助成名(団体名):

助成額: 円

※新宿区の他の助成制度からの助成が決定した場合には、本助成金は受けられません。新宿区以外の団体からの助成金がある場合には、その金額を差し引いた額が本助成額になります。本助成金への申請後に、同事業で新宿区外の補助金へ申請される際は、必ずご相談ください。

収支予算書

費 目		予 算 額	内 訳
支 出 区 分	①使用料及び賃借料	91,300 円	ホール使用料62,100円、第一楽屋2,600円、第二楽屋1,200円、照明3,200円、ピアノ使用料7,300円、音響調設備4,400円、スピーカー使用料6,500円、多目的ホール（地域センター）使用料4,000円
	②消耗品及び印刷費	24,536 円	チラシ印刷代5,428円/2,000枚、ポスター印刷代6,132円/大20枚、アンケート等印刷代300円/白黒500枚(片面Sharp MX5171)、カラーコピー代8,000円(両面16円×500枚/Sharp MX5171)、コピー用紙2冊1,031円、アンケート用クリップ鉛筆(200本)3,251円、両面テープ394円
	③委託費	0 円	
	④講師謝礼	0 円	
	⑤その他謝礼	150,000 円	翻訳謝礼金30,000円（6ヶ国語）、プロ歌手謝礼金60,000円（3名）出演者謝礼60,000円（3,000円分ドリンクカード×20名）
	⑥交通費	40,000 円	運営ボランティア・出演者等交通費（1,000円×40名）
	⑦保険料	17,250 円	イベント保険料(ケガ・機材破損)
	⑧その他諸経費	19,671 円	イベント告知DM郵送料13,200円/120通、参加者（出演者&スタッフ）用ミネラルウォーター6,471円(税率8%)/24本入4箱(2025年イベント参加者50本/2026年イベント参加者46本/熱中症対策水分補給)
	⑨感染症等対策経費	15,109 円	※上限額2万円以内 (20,000)
			マスク834円（50枚入り1箱）、消毒液12,078円（1,098円×10本+消費税）、救急セット2,197円
⑩人件費	100,000 円	※下記「事業費」の25%以内 (119,288)	
		ボランティアスタッフ賃金（5,000円×20名）	
事業費（①から⑩の合計）		457,866 円	
⑪ファンドレイジングに関する経費	21,200 円	※事業費の5%以内 (22,893)	
		Syncableファンドレイジングキャンペーンについての広報用印刷物8,000円/1000枚カラーコピー(両面16円×500枚/Sharp MX5171)、協会会員・関連機関向けDM送付代13,200円/120名	
⑫助成対象経費（事業費+⑪）		479,066 円	
⑬助成対象外経費		30,000 円	交流会飲食代（概算）
事業総額		509,066 円	

内 容		予 算 額	積算根拠（内訳）
収 入 区 分	㊦ 事業収入（参加料、資料代等）	20,000 円	フェスティバル参加料1,000円×20名
	① 寄附金	133,500 円	Syncableキャンペーン（クラウドファンディング）目標設定金額150,000円－手数料等11%
	㊧ 補助金等収入	0 円	
	㊥ 協働推進基金助成金	324,000 円	「①～⑨、⑪～⑬の合計」の2/3と「⑩」の合計 ※千円未満切り捨て
	㊦ 団体負担金	31,566 円	
収入総額		509,066 円	

団 体 概 要 書

団 体 名	(ふりがな) にんてい えぬびーおーほうじん にほんこくさいしんぜんきょうかい 認定 NPO 法人 日本国際親善協会	
所 在 地 (主たる事務所)	〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-19-8 新東京ビル10階	
代 表 者 氏 名	(ふりがな) いせ ひろあき 代表理事 伊瀬 洋昭	
	連絡者氏名 伊瀬 洋昭 住所 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 1-19-8 新東京ビル10階 電話 03 (5989) 0814 FAX 03 (5989) 0814 e-mail ise@jifa.org	
設立(活動)開始年月 (法人設立年月)	法人の場合 法人設立 2002年 5月 (NPOの認証) ※2023年3月28日認定NPOとして承認を得る その他の場合 1998年7月活動開始 活動歴 26年9か月 (2025年3月末日現在)	
会 員 数 (構 成 員 数)	役員 13名	入会条件 会の目的に賛同し、会費を収め、承認を受けた個人および団体
主 な 活 動 地 域	東京都新宿区、その他国内・海外各地 (ベトナム社会主義)	
広 報 関 係 の 有 無	(会報、広報誌等の発行) <input checked="" type="checkbox"/> (年 4回発行) / 無	
	(ホームページ) <input checked="" type="checkbox"/> (URL https://www.word.jifa.org/) / 無	
団 体 の 目 的 (定款の目的)	目的 (定款より抜粋) 第3条 この法人は、日本と世界各国の市民同士が人的ネットワークを通じて、国際交流 及び国際協力に関する事業を行い、友好関係の発展に寄与することを目的とする。 (特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。 (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2)文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (3)国際協力の活動 (4)子どもの健全育成を図る活動 (5)環境保全を図る活動 (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 (7)前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	

	<p>新宿区民を対象とした活動： 新宿区民もしくは近隣在住の外国人向けに日本語教室を隔週土曜日に開催。積極的に日本語を学びたい人を対象に、都内の大学生や社会人のボランティアスタッフが指導する日本語学習や異文化交流を目的としています。この活動は、特に国際化が進む現代社会において、移民や外国人労働者の増加、多様な文化圏からの人々との共存が進む中で、社会貢献の一つとして重要だと考えています。</p>
<p>主 な 活 動 (具体的に記入してください)</p>	<p>上記以外の活動</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国際交流事業：各国の文化、芸術、スポーツ、社会活動などの国際交流事業（ベトナムフェスティバルin代々木公園への出展、ベトナム・日本間の公正で倫理的なリクルート『ゼロフィープロジェクト』の推進、ベトナム大使館主催イベントに協力など） 2. 教育支援事業：ベトナムのこどもたちや学生の学業支援・奨学金の交付、教育支援事業（ベトナムへの日本語教師派遣、日本文化体験指導、“いじめ”問題に関するワークショップ開催、ベトナム教育機関においてイベント参加もしくはプロデュース） 3. 文化紹介事業：各国の社会経済状況調査及び紹介、国際協力事業普及のための会報（JIFA NOW）などの文化紹介事業
<p>新宿区との連携実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部署名 新宿区 地域振興部 多文化共生推進課 ・連携事例 「新宿区多文化共生連絡会」に定期的に参加しております。 ・連携した内容の詳細 「しんじゅく多文化共生プラザ」において多文化共生連絡会に毎回参加しており、多文化共生に関する活動をしている団体との情報交換や意見交換等の活動を積極的に行なっています。

特定非営利活動法人 日本国際親善協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本国際親善協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、日本と世界各国の市民同士が人的ネットワークを通じて、国際交流及び国際協力に関する事業を行い、友好関係の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)国際協力の活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動
- (5)環境保全を図る活動
- (6)職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7)前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 各国の文化、芸術、スポーツ、社会活動などの国際交流や紹介を行う国際交流事業
- (2)各国の子どもたちや学生の学業支援のための奨学金の交付、教育支援事業
- (3) 各国の社会経済状況調査及び紹介、国際協力事業普及のための会報発行などの文化紹介事業
- (4)各国の環境保全支援事業
- (5)上記事項の情報提供事業
- (6)その他目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う

- (1)寄付された物品、支援国原産物の販売事業
- (2)ホームページへの広告掲載事業
- (3)職業紹介事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同し交流するために入会した学生及び学生団体
- (4) 寄付会員 この法人の目的に賛同し支援するために寄付を行った個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第1項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の1に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届の提出をしたとき
- (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することが出来る。

- (1)この定款に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の返済)

第 12 条 既に納入した入会金、会費は返還しない。

第 3 章 役員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

(1)理事 3 名以上 15 名以内

(2)監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 人を理事長、1 人を専務理事とする。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

4 法第 20 条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第 15 条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 専務理事は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に挙げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第 16 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

なければならない。

(補欠補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第 19 条 役員はその総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 4 章 会議

(種別)

第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第 21 条 総会は、正会員を持って構成する。

(総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1)定款の変更

(2)解散及び合併

(3)事業計画及び予算並びにその変更

(4)事業報告及び決算

(5)役員を選任又は解任、職務及び報酬

(6)入会金及び会費の額

(7)借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く第 47 条において同じ)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(8)事務局の組織及び運営

(9)その他の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 23 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次に挙げる場合開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2)正会員の総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(3)監事が第 15 条第 4 項第 4 号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第 24 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があった場合は、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 25 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第 28 条 正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条第 2 項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決をようしない業務執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき

(2)理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが

できない。

(理事会の議事録)

第 37 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印又は署名しなければならない。

第 5 章 資産

(構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号掲げるものをもって構成する。

設立当初の財産目録に記載された資産

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の区分)

第 39 条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

(管理)

第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理しその方法は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(1) 特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の 2 種とする。

(事業年度)

第 42 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎年事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の予算収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については所轄庁の認証を経なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く)した時は所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾

を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければいけない。

(清算人の選任)

第50条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし、合併の場合による解散を除く

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は新宿区に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1.この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2.この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3.この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 6 月 30 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 43 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次にあげる額とする。
 - (1)入会金 個人 10,000 円 団体及び法人 30,000 円
 - (2)年会費 個人 6,000 円 団体及び法人 15,000 円（但し学生は入会金 500 円、年会費 1,000 円とする）
 - (3)変更の時期 平成 17 年 5 月 21 日

附則

この定款は平成 27 年 3 月 12 日から施行する

附則

この定款は令和元年 10 月 7 日から施行する

附則

この定款は令和 2 年 7 月 1 日から施行する

別表

役職名	氏名
理事長	池田 正英
専務理事	池田 節子
常務理事	納富 成人
理事	大石 享二
理事	宇田 稔
理事	小山 猛

理事	中根 和夫
理事	高山 秀子
理事	清水 幸典
理事	出井 猛
理事	高木 省吾
理事	松原 敬子
監事	鍬本 耕一

これは当法人の定款である。

令和 2 年 11 月 20 日

特定非営利活動法人 日本国際親善協会 理事長 伊瀬 洋昭

	役職	(フリガナ)	住所又は居所
		氏名	
1	理事	イセ ヒロアキ	非公開
		伊瀬 洋昭	
2	理事	イケダ セツコ	
		池田 節子	
3	理事	ミヤケ ヨシノブ	
		三宅 義信	
4	理事	ワダ マサヤ	
		和田 正哉	
5	理事	タクラ キミ	
		田倉 貴弥	
6	理事	ワタナベ ケイコ	
		渡邊 敬子	
7	理事	オカジマ カヨ	
		岡島 加夜	
8	理事	ニシオ ユウコ	
		西尾 友子	
9	理事	サトウ ヤスヨ	
		佐藤 容代	
10	理事	ノグチ フミヨ	
		野口 文代	
11	理事	ゴ・ホアン・アイン	
		NGO HOANG ANH	
12	理事	グエン・ティ・ ヌウ	
		NGUYEN THI DU	
13	監事	ヤマギワ エイイチ	
		山際 栄一	

2023年度 事業報告書

2023年4月1日から 2024年3月31日まで

特定非営利活動法人 日本国際親善協会

1 事業実施結果

ベトナム・ハティンで2014年から継続して実施している困難な子どもへの学資支援は、今年度に第10回目を迎え、授与式を12月2日に開催し、94名の困難な生徒に学資支援金を授与することができた。

3月28日に認定を取得できたことを契機に、日本NPO学会でパネルセッション「認定NPO問題の非認定処分の裁決と認定NPO法人制度の在り方」の開催に協力するとともに、当会の活動を支える寄附金の増額に努めた。

ベトナムの若者が高額な手数料を支払うため高利子の借金を抱えて来日する実態を改善させるため、国内外でJP-MIRAI（責任ある外国人労働者受入プラットフォーム）とともに、国際労働基準（Zero Fees）の適用を求める活動を進めた。4月には、JICA（国際協力機構）、ILO（国際労働機構）、VAMAS（ベトナム海外労働者派遣協会）等とともに「日越人材育成フォーラム in ハノイ2023」を開催、その後の公正かつ倫理的なリクルートをめざす国内外の流れの礎を築き、ベトナム=日本間の公正で倫理的なリクルートイニシアティブ（VJ-FERI）構築に協力。

ベトナム現地での日本語教育、日本文化・生活習慣等の教育指導のため、7月から専門指導員を派遣し、ハティンとハノイにおいて指導し、送出国での日本を楽しく知る総合教育の推進を図った。JP-MIRAI現場アカデミーのハティン訪問に協力し、日本をめざす若者の教育の視察、帰国実習生等のヒアリングに協力した

国内ではベトナムフェスティバル2023の開催（6月）に出展、活動紹介および参加者との親善交流を行った。

他団体との連携による国際交流事業では、IEO国際交流団体と連携し、メキシコ大使館、南アフリカ大使館及びベトナム大使館のイベントに協力した。また、無料日本語教室を試行的に開催し、新宿区多文化共生推進連絡会などに参加しつつ、NPO法人ADOVOと連携して、新宿区内で日本語教室の2024年6月に本格開催する準備をおこなった

アジアからの留学生らの相談や在留資格変更支援を行い、来日学資支援学生のJLPT試験、国家資格取得、就職の支援を行い、支援事例を積み重ねた。

広報活動では、JIFANOW（5月、7月、9月、11月、12月、3月）を6号を発行、パンフレット及びホームページをリニューアルし、国内外へ活動の普及に努めた。（新ホームページ：<https://www.word.jifa.org>）

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に関する事項

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者人数	受益対象者の範囲及び参加人数	事業費（千円）
1. 国際交流事業	各国の文化、芸術、スポーツ、社会活動などの国際交流事業	4月5日 5月12日 6月3,4日 1月9日	ハノイ市NCC メキシコ大使館 代々木公園 ベトナム大使館	3名 2名 6名 4名	230名 50名 180000名 100名	5,572
2. 教育支援事業	各国の子どもたちや学生の学業支援の奨学金の交付、教育支援事業	11月 12月2日	JIFA事務所 ハティン省	2名 3名	10名 94名	
3. 文化紹介事業	各国の社会経済状況調査及び紹介、国際協力事業普及のための会報などの文化紹介事業	6月11日 7月～ JIFANOW WEB 随時	京都経済大学 ハノイ/ハティン 国内（東京） WEB活用	3名 2名 2名 2名	80名 100名 1000名 1000名	
4. 環境保全事業	各国の環境保全のための支援事業	-	-	-	-	
2023年度 事業費総額； 5,572千円 （2022年度（令和4年度）事業費 3,908千円）						

(2) その他の事業 実施できず

事業名	事業内容	日時	場所	従業者人数	事業費（千円）
寄付物品、支援国原産物販売事業	寄付物品、支援国原産物の販売				0
ホームページ広告掲載事業	ホームページへの広告掲載				0
職業紹介事業	日本をめざす外国人材や在日外国人に企業を紹介する事業				0

決算報告書

第 17期

自 令和5年 4月 1日

至 令和6年 3月31日

特定非営利活動法人 日本国際親善協会

東京都新宿区西新宿1-19-8
新東京ビル10階

活動計算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 日本国際親善協会

自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日

【経常収益】			
【受取会費】			
正会員受取会費	240,000		
賛助会員受取会費	45,000		
法人会員受取会費	180,000		
学生会員受取会費	3,000	468,000	
【受取寄付金】			
受取寄付金		10,443,067	
【事業収益】			
国際交流事業収益		52,089	
【その他収益】			
受取 利息		13	
経常収益 計			10,963,169
【経常費用】			
【事業費】			
(人件費)			
給料 手当(事業)	1,234,625		
法定福利費(事業)	298,245		
福利厚生費(事業)	13,100		
人件費計	1,545,970		
(その他経費)			
業務委託費	143,000		
会 議 費(事業)	36,254		
旅費交通費(事業)	1,528,138		
通 信 費(事業)	105,641		
消耗品 費(事業)	171,631		
地代 家賃(事業)	390,000		
保 険 料(事業)	7,700		
諸 会 費(事業)	15,815		
学資支援金	1,226,543		
租税 公課(事業)	34,800		
広告宣伝費(事業)	258,613		
研 修 費	52,800		
支払手数料(事業)	55,695		
その他経費計	4,026,630		
事業費 計		5,572,600	
【管理費】			
(人件費)			
人件費計	0		
(その他経費)			
会 議 費	1,916		
旅費交通費	4,084		
通 信 費	440		
外 注 費	26,975		
リース 料	377,987		
租税 公課	3,000		
支払手数料	227,600		
その他経費計	642,002		
管理費 計		642,002	
経常費用 計			6,214,602
当期経常増減額			4,748,567
【経常外収益】			
経常外収益 計			0
【経常外費用】			
経常外費用 計			0
税引前当期正味財産増減額			4,748,567
当期正味財産増減額			4,748,567
前期繰越正味財産額			1,592,117
次期繰越正味財産額			6,340,684

貸借対照表

特定非営利活動法人 日本国際親善協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和6年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	166,777		
普通預金	6,007,170		
現金・預金計	6,173,947		
(その他流動資産)			
立替金	73,457		
仮払金	410,000		
その他流動資産計	483,457		
流動資産合計		6,657,404	
資産合計			6,657,404
			《負債の部》
【流動負債】			
未払金	183,980		
預り金	132,740		
流動負債合計		316,720	
負債合計			316,720
			《正味財産の部》
前期繰越正味財産		1,592,117	
当期正味財産増減額		4,748,567	
正味財産合計			6,340,684
負債及び正味財産合計			6,657,404

財務諸表の注記

特定非営利活動法人 日本国際親善協会

令和6年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

財 産 目 録

特定非営利活動法人 日本国際親善協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和6年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

現 金	166,777
普通 預金	6,007,170
三井住友銀行新宿通支店	(5,093,538)
郵便口座	(868,661)
郵便振替 1	(44,971)
現金・預金 計	<u>6,173,947</u>

(その他流動資産)

立 替 金	73,457
(株) PMC	(73,457)
仮 払 金	<u>410,000</u>
その他流動資産 計	<u>483,457</u>

流動資産合計

6,657,404

資産合計

6,657,404

《負債の部》

【流動負債】

未 払 金	183,980
社会保険料	(182,880)
クレジットカード	(1,100)
預 り 金	132,740
源泉所得税	(32,740)
個人	<u>(100,000)</u>

流動負債合計

316,720

負債合計

316,720

正味財産

6,340,684

貸借対照表

特定非営利活動法人 日本国際親善協会
全事業所

[税込] (単位: 円)
令和6年 3月31日 現在

		《資産の部》	
【流動資産】			
(現金・預金)			
現金	166,777		
普通預金	6,007,170		
現金・預金計	6,173,947		
(その他流動資産)			
立替金	73,457		
仮払金	410,000		
その他流動資産計	483,457		
流動資産合計		6,657,404	
資産合計			6,657,404
			《負債の部》
【流動負債】			
未払金	183,980		
預り金	132,740		
流動負債合計		316,720	
負債合計			316,720
			《正味財産の部》
前期繰越正味財産		1,592,117	
当期正味財産増減額		4,748,567	
正味財産合計			6,340,684
負債及び正味財産合計			6,657,404

財務諸表の注記

特定非営利活動法人 日本国際親善協会

令和6年 3月31日 現在

【重要な会計方針】

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。

令和7年度事業計画書

認定特定非営利活動法人日本国際親善協会

1. 基本方針

日本国際親善協会（JIFA）は現在 ASIA 地域の子どもたちに『人から人へ、手から手へ、心から心へ』を基本として目に見える支援を行っています。JIFA が目指すのは、未来を担う子どもたちを支援することにより、今後の世界の発展に貢献する人材を育成することです。かつては辞書にはなかった言葉『協心』を合言葉として活動を行っています。

2. 特定非営利活動に係る事業

(1) ベトナム社会主義共和国ハティン省における経済的・家庭的困難な学生対象の学資支援事業 「ハティン省学資支援」(年1回)

ハティン省教育訓練局と JIFA の合意に基づき、親がいない、または病気などで経済的に苦しい家庭環境の中でも、勉学が優秀で向学心に燃える子どもたちを支えようと、支援者が提供した学資支援金年1万円/名を高校卒業まで生徒へ直接贈呈し、若者たちの経済的な不安を取り除き、夢を追い続けられる環境を整えることを目的としています。

◇実施月：10月

◇実施場所：ベトナム社会主義共和国ハティン省ハティン市（授与式会場）

◇受益対象者：100名

◇収益見込：1,000,000円（会員による寄付を年間通して実施している）

(2) ベトナム社会主義共和国ハティン省における「いじめに関するワークショップ」開催 「いじめのない社会・学校を作ろう」(1回)

近年ベトナムで社会問題となっている「いじめ」に関するワークショップを実施します。中国とアメリカで特許を取得し日本国内で成果を上げた理論を元に「いじめのない社会・学校を作ろう」というテーマで特別授業を実施。生徒たちに「いじめの本質」「感情の仕組み」などを楽しく解説することで、生徒が自らを大切に、他者を大切にすることを育みます。若者の心の教育、および学習環境の改善と向上を目的とする。

◇実施月：10月

◇実施場所：ベトナム社会主義共和国ハティン省小・中・高校学校（3校）

◇受講対象者：300名（小・中・高校の生徒および教師）

◇講師：岡島 加夜

(3) こころのうた～Song of the heart～イベント開催

各国大使館のご協力の下、日本在住の外国人が、世界の国々の代表的な「心の歌」「ふるさとの歌」をテ

ーマに歌唱。プレイベントを開催し、歌の交流会を小規模開催。新宿区在住の外国人との交流を深めると共に、当協会の認知を広げます。その後、「心の歌」「ふるさとの歌」の募集を開始。音源もしくは動画をLINEやその他SNSツールで送ってもらい、協会が審査します。歌唱力だけでなく、楽曲に込められた想いや表現力も審査のポイントとなります。通過者は本番のフェスティバルへと進むことができます。本番参加者には賞状および記念品を授与します。さらに後日、イベントの成果物として世界のこのころの歌についての冊子を作成します。作成した『このころのうた～Songs of the heart』の冊子は各機関へ無料で配布予定。

◇実施月：2025年9月、2026年2月

◇実施場所：新宿区立大久保地域センター、新宿区文化センター

◇参加者：約200名

(4) 監理団体に関する事業

2024年11月、認定NPOとして初めての監理団体として許可を受けました。2025年4月1日より活動開始。現在実績なし。引き続き監理業務に向けてのプレスリリース（PRTIMES等）広報活動を行います。

当会は『ゼロフィー・プロジェクト』を一つのテーマとして掲げる団体です。来日のためのリクルート費用を実習生本人に負担させることなく（借金を背負うことなく）、日本での技術習得を目指す優秀な技能実習生を、優良な企業が適正に受け入れるための職業紹介や監理業務を行ってまいります。

技能実習制度の本来の目的である「技術・技能の移転を通じた国際貢献」を実現するためには、実習生の労働環境や生活を適切に監理し、必要なサポートを提供することが不可欠です。そのため、当協会では実習生の生活・労働環境を守るだけでなく、受け入れ企業への指導・監理を通じて、制度の適正な運用を促進します。

(5) ベトナムハティン省からの留学生への支援

ベトナム社会主義共和国ハティン省における経済的・家庭的困難な学生対象の学資支援事を行なってきましたが、その学生たち等の日本への就職、留学のサポートを行なっていきます。安心して日本へ来られる体制を整えることも私たちの使命です。

◇実施月：年間通して行う

◇対象学生：現在2名（うち1名は4月すでに来日。長野県諏訪市）

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

①通常理事総会（1回）

②ベトナム協力者とのZoomによるオンライン定期会議（全6回）

③事業報告会（2回）

(2) 事務局体制

会長：池田 節子

理事長（事務局長兼務）：伊瀬 洋昭

事務局スタッフ（教育部部長）：更井さおり

（実習部部長）：ソウ・タンダー・チョウ・ウイン

2024年度 活動予算書

特定非営利活動法人日本国際親善協会

(単位:円)

科目	2023年度活動計算書		2024年度活動予算書	
I 経常収益				
1. 受取会費				
正会員受取会費	240,000		300,000	
賛助会員受取会費	45,000		90,000	
法人会員受取会費	180,000		180,000	
学生会員受取会費	3,000	468,000	6,000	576,000
2. 受取寄附金				
受取寄附金		10,443,067		8,000,000
3. 事業収益				
国際交流事業収益		52,089		50,000
4. その他収益				
受取利息		13		10
経常収益 計		10,963,169		8,626,010
II 経常費用				
1. 事業費				
(1) 人件費				
給与手当(事業)	1,234,625		3,700,000	
法定福利費(事業)	298,245		900,000	
福利厚生費(事業)	13,100		39,000	
人件費計		1,545,970		4,639,000
(2) その他経費				
業務委託費	143,000		100,000	
会議費(事業)	36,254		40,000	
旅費交通費(事業)	1,528,138		1,500,000	
通信費(事業)	105,641		100,000	
消耗品費(事業)	171,631		200,000	
地代・家賃(事業)	390,000		390,000	
保険料(事業)	7,700		24,000	
諸会費(事業)	15,815		20,000	
学資支援金	1,226,543		1,200,000	
租税公課(事業)	34,800		30,000	
広告宣伝費(事業)	258,613		100,000	
研修費	52,800		60,000	
支払手数料(事業)	55,695		60,000	
その他経費計	4,026,630	4,026,630	3,824,000	3,824,000
事業費計		5,572,600		8,463,000
2. 管理費				
(1) 人件費				
人件費計	0		0	
(2) その他経費				
会議費	1,916		2,000	
旅費交通費	4,084		10,000	
通信費	440		10,000	
外注費	26,975		30,000	
リース料	377,987		380,000	
租税公課	3,000		3,000	
支払手数料	227,600		230,000	
その他経費計		642,002		665,000
管理費計		642,002		665,000
経常費用計		6,214,602		9,128,000
当期経常増減額		4,748,567		(501,990)
III 経常外収益				
経常外収益計		0		0
IV 経常外費用				
経常外費用計		0		0
税引前当期正味財産増減額		4,748,567		(501,990)
当期正味財産増減額		4,748,567		(501,990)
前期繰越正味財産額		1,592,117		6,340,684
次期繰越正味財産額		6,340,684		5,838,694

2024年 冬号 2024 12/1 発行

JAPAN INTERNATIONAL FRIENDSHIP ASSOCIATION
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-19-8新東京ビル10階
TEL & FAX 03-5989-0814 <https://www.word.jifa.org>

第11回 JIFA学資支援 ベトナム・ハティン 2024.10.26 各郡学校長・教育訓練局から推薦された学生101名に授与



ベトナム中北部のハティン省において2014年から継続している学資支援は今年で11回目。10月26日に経済的家庭的に困難で向学心のある中学生や高校生に1万円(160万VND)の学資支援金を授与いたしました。今年は継続62名に、新規に各郡から推薦された学生39名を加え、計101名に学資支援金を直接手渡しし励ました。



日本からはJIFA池田会長、伊瀬理事長、山際監事、岡島理事、木野会員、更井教育部長、ユイ会員（通訳）が参加し、ベトナムからはハティン省教育訓練局、外務局ソン局長、ハティン奨学会会長、長年JIFAと協力関係にあるTHASENCO人材供給会社のソン社長等が参加され、JIFAへの感謝とともに学生への支援や教育の重要性について語りました。

JIFA池田節子会長は「11年間、教育の重要性を信じて若者たちを支援してきました。今年も101名の学生が夢を追い続けられることを心から願っています。」とスピーチ。また、開会の宣言と共に昨年引き続き、『365歩のマーチ』を歌い、軽快なマーチに乗せて力強い歌声で学生たちを応援し会場を盛り上げました。

25日ハティン市のレーピン中学校で「いじめ問題」をテーマにワークショップを行った岡島加夜理事が、「夢を追い続けることの大切さ、強い思いがあれば夢はきっと叶う」とご自身の体験談と共に力強いメッセージを伝え、学生のみならず多くの大人たちも深く聞き入っていました。



池田節子会長



木野会員と岡島理事から学生たちへ

和やかな雰囲気の中、ハム・ギー高校11年生のスアンさんは、「JIFAのみなさまが支援金で応援してくださりとても感謝しています。この支援金のおかげで、夢を諦めずに前に進むことができます。」と、学生を代表し喜びのスピーチと共に歌を披露しました。また、昨年引き続き、バクニンの大学に通う元支援学生のリンさんから支援学生に向けた励ましの言葉がありました。さらに、東京で介護職に従事しているタオさん、ハティンの日本語学校を卒業後大分県で就労しているタイさんからのビデオメッセージも上映され、「努力を続けていればいつか夢は叶います」とメッセージ。会場にいる学生たちは頷きながらハティンの先輩たちからの言葉を噛み締めている様子でした。



左から スアンさん、リンさん
タオさん、タイさん

感動と希望に満ちた式典で、この取り組みが次世代に続くことの重要性をあらためて感じることができた授与式でした。JIFAは今後も若者たちが夢を追い続けられるよう支援活動を続けてまいります。今回の授与式を無事開催できたのは、ひとえに支援して下さる皆様のおかげです。心より深く感謝申し上げます。

書道の優れた作品を表彰 JIFA作品展

授与式の文化交流プログラムでは、JIFA教育部主催の作品展においてハティン在住ベトナム人による優秀な書道作品3点が選ばれ、受賞者には会長池田より賞状と記念品が贈られました。受賞者の喜びと共に会場は終始和やかな雰囲気になりました。今回のプログラムにおいて、授与される学生たちと主催者、支援者、そして地域社会の人々が一体となる場となりました。



JIFA作品展入賞者（左から）
金賞：ウォ・クイン・ゴックさん
銀賞：グエン・ティエン・ドーさん
銅賞：ウォ・トワイ・リンさん

ベトナム ハティン市 レービン中学校で ワークショップ「いじめのない社会・学校 を作ろう」を開催！

10月25日、ベトナムの学資支援授与式の日程に合わせ、ハティン市にあるレービン中学校において、JIFAの岡島加夜理事が「いじめのない社会・学校を作ろう」をテーマにワークショップを行いました。「いじめの根底にあるものとは」「目に見えない感情の仕組み」などを楽しく解説。質疑応答もあり、近年ベトナムでも社会問題になっている「いじめ問題」を解決に導くワークショップに、学生たちも真剣に聞き入っていました。岡島理事からワークショップを含め、今回のベトナムツアーについての感想が届きましたのでご紹介します。

■ベトナムツアーに参加させて頂いて

岡島加夜（兵庫県芦屋市在住）



レービン中学校の生徒、教師らと共に

岡島加夜理事

JIFAの支援活動がハティン地区で10年を迎え、更なる飛躍が始まるタイミングで今回のベトナム訪問に参加できましたこと、とても嬉しく思っています。今回のツアーで私は、地元のレービン中学校で「いじめのない社会・学校を作ろう」というワークショップを開催させて頂きました。

これは、私が現在勤めている㈱ミロス・インスティチュートが国内でこれまで展開してきた「出前授業」の内容を、ダイジェスト版でベトナム用に作成したJIFAオリジナルのワークショップ。今回は、いじめっ子といじめられっ子の関係性を紐解く場面を、ベトナムでも人気のアニメ「ドラえもん」のキャラクター“のび太とジャイアン”を引用し資料を作成したこともあり、参加いただいた生徒の皆さんは終始笑顔で聞いてくださいました。

通訳は、現在静岡県にお住いのJIFA会員のユイさんが有休休暇を取ってベトナムに駆けつけてくださいました。出発前からパワーポイントを用意しベトナム語に翻訳、後部の生徒にも見えるようにと伊瀬理事長がスライドをラミネートで加工し、更井先生は現地とのヒアリングシートや細かな機材の確認作業…本当に連日沢山のスタッフにお力をお借りし実現したワークショップでした。

体育館に用意された横断幕には、JIFAや関係団体のロゴと並んで弊社のロゴも入れて頂き感動しながらふと見ると…現地でコーディネートをしてくださったTHASENCO（タセンコ人材供給会社）のロゴと弊社のロゴが酷似!?これには驚きと共に何かこれから始まる深いご縁を感じずにはいられませんでした。

今、ベトナムでは、いじめの問題が深刻化しているとの政府の発表もあり、今回の出前授業は、これから様々な地域でお役に立てるのではないかと手ごたえを感じました。

多くの関係者の皆様のご協力のもと、校長先生や各担任の先生、そして生徒の皆さん合計138名の参加を頂き大成功となりました事、心からの感謝を添えてご報告いたします。

また、学資支援授与式で何より感動したのは、支援をさせて頂いている学生やご家族に直接お会いして学校の事、家族の事、そして将来の夢…様々なお話しが聞けた事です。

授与式では、僭越ながら私からも一言スピーチをさせて頂きました。

少しでもこれからの時代を担う若い彼らに手渡せる言葉がないかと出発前からあれこれ考えていたのですが、やはり凡人の私には実体験をもとに「なぜ私がJIFAの支援活動をしているのか？」という想いをお伝えするしかありませんでした。

私の活動の原点は、若い頃、助けて頂いた方に恩返しをしようとした時「これは次の支援が必要な人に渡して欲しい」と言われ衝撃を受けた…あの体験からです。体感した事は、いつまでも心の中で宝物として輝き続け、いつでも誰かに分け与える事ができるものです。今回、実際に彼らと同じ時間を共有し「あなたも誰かにして頂いて嬉しかった事は、ほかの誰かにしてあげてね」とスピーチさせて頂いた時、支援を贈りに行ったはずの私の胸の中には、同時にお金では到底手に入れない事ができない、たおやかな愛のエネルギーが跳ね返って来るのを感じました。

JIFAの活動は、決して一方通行ではありませんね。次回はずいぶん、多くの支援者の皆様にもツアーに参加して頂き体験と感動を共有したいと願っています。

会員・寄付者・支援者 募集しています

一人でも多くの方に会員になっていただき、活動へ参加いただけるよう 皆様をお誘いください！

	入会金	年会費(一口)
法人会員	30,000円	30,000円
個人正会員	10,000円	10,000円
個人賛助会員	5,000円	5,000円
学生会員	500円	1,000円

入会・学資
支援等申込
フォーム



※支援金 学資支援 (1口 10,000円/年・人)
ウクライナ支援 (任意)

会費・支援金等は振込口座をご利用下さい

口座名：特定非営利活動法人 日本国際親善協会
☆ゆうちょ銀行からゆうちょ銀行 記号10150 普通98253761
☆他の銀行からゆうちょ銀行 店番 018 普通 9825376
☆三井住友銀行新宿通支店 店番 661 普通 7274362



認定NPO 日本国際親善協会 (JIFA)

〒160-0023 新宿区西新宿1-19-8 新東京ビル10階

TEL & FAX 03-5989-0814 <https://www.word.jifa.org>



2025年 新春 2025 1/20 発行

新年あけましておめでとうございます

旧年中は、多くの方々から温かいご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。昨年はさまざまな挑戦と学びがありましたが、それらを通じて国内外の皆様との絆を深めることができた一年でもありました。本年も引き続きJIFAは、ベトナムハティン省における学資支援、日本語・日本文化体験の指導、そして新たに**監理団体（技能実習生）**としての活動を頑張っております。皆さまとの交流を大切にしながら、さらなる発展と成長を目指して全力で取り組んでまいります。私たちの活動が、皆さまにとってより身近で価値あるものとなるよう努めてまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。本年が皆さまにとって健康で幸多き一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

JAPAN INTERNATIONAL FRIENDSHIP ASSOCIATION
〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-19-8新東京ビル10階
TEL & FAX 03-5989-0814 <https://www.word.jifa.org>



ベトナムの高校で賑やかな新春イベント開催

1月8日、ベトナムハティン省にあるグエン・フエ高校で、ボランティアイベント『愛の春』が開催されました。イベントには高校の関係者だけではなく、地域の人々も含め約1,200名が参加し大変な盛り上がりでした。このイベントはベトナムハティン省にあるTHASENCO人材育成・派遣株式会社とグエン・フエ高校の協力によるもので、学生たち主体で、料理や物産などを販売するブースを学校構内に開設、得られた収益を学校内の経済的に困難な生徒たちに支援する、というものです。JIFAがお手伝いしたTHASENCOによる体験型のブースでは、書道、茶道、どら焼きを行い、その他、韓国語コース学生がキンパやキムチを提供いたしました。



2024年

日本語教師ベトナム派遣

第11回学資支援授与式開催

認定NPOとして唯一の技能実習生の監理団体として許可

2025年



躍進の年！監理団体として新たなスタート

JIFAはさらに活動を広げ、新たに**技能実習生**の監理団体として、リクルート費用を負担させることなく、日本をめざす困難で優秀な技能実習生を。優良な企業が適正に受け入れるための職業紹介および監理業務を行ないます。小規模でも「**質で国内外に誇れる監理団体**」をモットーとし、外国人材の適正な受入を支援し優良企業に導きます。躍進するJIFAにご期待ください！

地域コミュニティとの連携

高校内だけでなく、地域全体のイベントとして近隣の人々の協力を得て、屋台が多数設置されました。地元料理の屋台ではベトナムの伝統的な食べ物などが提供され、多くの来場者が行列を作る光景が見られました。また、ミニバスケットや風船割など、子供から大人まで楽しめる場として大盛況でした。ベトナムの高校生たちが見せる活気と創造性は、地域社会を明るく照らし多くの人々に感動を与えました。日本文化についての出店を通じて、多くの学生が日本に親しみを感じていただけたのではないかと感じます。また、この愛にあふれた素晴らしいイベントを通じて、経済的に困難な状況にある方々が気持ちよく新年を迎えられる企画に関わることができたことを、JIFAの一員として大変嬉しく思います。
(教育部 更井)

ミャンマーのお正月

JIFAにミャンマー人のスタッフが新たに加わりました！ JIFA 監理部指導主任のソウ・タンダー・チョ・ウインさんに一言と、ミャンマーのお正月について伺いました。



◎ 日本在住歴10年のソウさんから一言

前職の経験を活かし、JIFAの一員として全力で頑張っていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

日本とは違い、ミャンマーのお正月は4月になります。4月13日～16日まで、新年を迎えるにあたり水を掛け合う水掛け祭り（ティンジャン）が行われます。ティンジャンは「今年あった悪いもの、また病気など全てを水で洗い流し、新しい年を迎えよう」という意味です。4月17日が元日です。その日には仏像を水できれいに洗ったり、老人、祖父母、両親に洗髪してあげたり、爪を切ってあげたり、プレゼントをあげたりします。またパゴダ^{※1}や寺などの掃除をしたり、処分される運命にある生き物を自由にしてあげたりもします。



また、ミャンマー語で、無料で食べ物を配り振る舞う「Sa Tu Di Tha (サットゥディター)」という言葉があります。お金に余裕がある人は、大量の食べ物を用意して何百人という人を招待します。Sa Tu Di Thaで最も有名な食べ物は、モロイエンポー（Mont Lone Ye Paw）で、中に黒砂糖が入っており、上に小さく切ったココナッツをふりかける白玉団子です。みんなで一緒にモロイエンポーを作り、黒砂糖の代わりに辛い唐辛子を仕込んで誰か当たるかなどのいたずら遊びも楽しみの一つです。ティンジャン祭りは4日間ですが、お正月休みとしては10日間ぐらいあり、ミャンマー国民は、旅行に行ったり、地元へ帰り家族と過ごしたりします。

※1 パゴダ (pagoda) は仏塔を意味する英語で、日本では主にミャンマー様式の仏塔を指します。仏舎利や法舎利を安置するための宗教的建造物で、東アジアの仏塔と同様の役割を持ちます。

監理団体としてのJIFAについて

日本国際親善協会は、海外での経済的・家庭的に困難を抱える若者への学資支援の実績と信頼を基盤に、リクルート費用を本人に負担させることなく、優秀で意欲ある技能実習生を日本で適正に受け入れられるよう支援していきます。優良企業への職業紹介および監理業務を国内外の協力機関と連携して行っていきます。対象職種：「宿泊」「惣菜製造」「建設」「介護」など

- ・ 監理業務
- ・ 外国の送り出し機関との契約、求人求職の取次
- ・ 入国後講習の実施
- ・ 訪問指導
- ・ 技能実習生の保護支援
- ・ 技能実習計画の作成指導

外国人材のことなら、長年の国際親善交流実績を誇る「認定NPO監理団体」にお任せください！

ご質問など、お気軽にお問い合わせください

kanri@jifa.org



JIFA公式LINE
始めました！

JIFAの最新情報など配信していきます。ぜひお友だち登録をお願いいたします。



会員・寄付者・支援者 募集しています

一人でも多くの方に会員になっていただき、活動へ参加いただけるよう 皆様をお誘いください！

	入会金	年会費(一口)
法人会員	30,000円	30,000円
個人正会員	10,000円	10,000円
個人賛助会員	5,000円	5,000円
学生会員	500円	1,000円

入会・学資支援等申込フォーム



※支援金 学資支援 (1口 10,000円/年・人)

会費・支援金等は振込口座をご利用下さい

口座名：特定非営利活動法人 日本国際親善協会
 ☆ゆうちょ銀行からゆうちょ銀行 記号10150 普通98253761
 ☆他の銀行からゆうちょ銀行 店番 018 普通 9825376
 ☆三井住友銀行新宿通支店 店番 661 普通 7274362

認定NPO 日本国際親善協会 (JIFA)

〒160-0023 新宿区西新宿1-19-8 新東京ビル10階

TEL & FAX 03-5989-0814 <https://www.word.jifa.org>



経済的に就学継続が困難な 生徒たちへ学資支援

ハティン省教育訓練局とJIFAの合意に基づき、親がいなかったり病気などで経済的に苦しい家庭環境の中でも、勉学が優秀で向学心に燃える子どもたちを支えようと、支援者が提供した学資支援金年1万円/人を、高校卒業まで生徒へ贈呈する活動を行っています。

2018年度からは13ある各郡から1～2名ずつ推薦された困難な中学4年生に対しても、高校卒業までの間、奨学金を贈呈し、励ましています。2021年度は生徒102名に、2022年度は97名に学資支援を行いました。

コロナ禍のなかでも、WEBで支援者からのメッセージを届け、生徒から感謝のことがビデオで寄せら



2022年5月11日 第8次学生支援金贈呈（ベトナム・ハティン省）

手数料負担や借金なく安心して日本に 学びに働きに来られるゼロフィーの推進

多額の借金をして手数料を払って来日するベトナム青年の現状を改善しようと、国際労働基準のゼロフィーを推進する活動を日本とベトナムで進めています。2023年4月にはJICA（国際協力機構）やILO（国際労働機関）、VAMAS（海外労働者派遣協会）、日本大使館等と連携して、日越人材育成交流フォーラム～国際スタンダードのリクルートを目指す～をハノイで開催。ハティン省でゼロフィープロジェクトを越日人材育成機構(OHEDAS)と協力して推進しています。

在日ベトナム若者支援

コロナ禍の影響で、仕事や住まいを失い、食にも事欠く在日ベトナム人の帰国困難者等を受入れ、心の拠りとなっている「幸せの贈り物プロジェクト」を支援しています。



大恩寺ベトナム寺院（本庄市）

ベトナム ハティン省 2023-2024 学資支援者 募集！

2014年から継続してJIFAがハティン省教育訓練局と連携して、経済的・家庭的に困難な生徒に高校卒業まで、のべ約600人に対して学資支援を行ってきました。ハティン省は毎年のように台風に見舞われ、2020年には洪水により水深3mも浸かる地域もありました。被災農家では深刻な被害が発生し家畜も失われ、就学継続が困難な子どもたちへの支援が必要とされています。



2020年10月水害の状況

年1万円の学資支援
に協力いただける
支援者募集中です！



グエン・ティ・タン・タオさんは中学生の時から学資支援を受け、高校に進学。卒業後、日本語の勉強を始め、JIFAの支援を得て新聞留学生として来日。2023年4月から介護福祉士として病院勤務。彼女は、来日2年目から新聞配達しながら、自ら母校の困難な生徒一人に学資支援しています。



震災復興に向けて熱いメッセージを寄せるベトナムの子どもたち

JIFAの活動は、会費及び寄付金によって支えられています。JIFA会員には、法人会員、個人正会員、個人賛助会員、学生会員があり、不定期にご寄付をいただく寄付会員などの制度もあります。

法人会員： 入会金 30,000円 年会費 30,000円
個人正会員： 入会金 10,000円 年会費 10,000円
個人賛助会員： 入会金 5,000円 年会費 5,000円
学生会員： 入会金 500円 年会費 1,000円

- 口座名 特定非営利活動法人 日本国際親善協会
- ゆうちょ銀行 店番018 普通9825376
- 三井住友銀行 新宿通支店 普通7274362

JIFA

世界の子どもたちへ 愛の協心支援

人から人へ
手から手へ
心から心へ



JIFAに国境はありません



EDUCATIONAL SUPPORT

認定 特定非営利活動法
人

日本国際親善協会 (JIFA)

〒160-0022
東京都新宿区新宿5-7-7 ニューバレービル4階
電話&FAX 03-3352-3918
<http://www.jifa.org>

JIFAは現在ASIA地域の子どもたちに『人から人へ、手から手へ、心から心へ』を基本として目に見える支援を行っています。

JIFAが目指すのは、未来を担う子どもたちを支援することにより、今後の世界の発展に貢献する人材を育成することです。

かつては辞書にはなかった言葉『協心』を合言葉として活動を行っています。

『協心』とは・・・
JIFAの活動の根源に流れる言葉です。『1人の力は限られていますが、2人・3人と協力して心を通わせ力を合わせれば不可能な事も可能になる』という思いが言葉に込められています。



History ~今までの歩み~

- 1998年 7月 日本ペルー親善協会設立
- 2001年 2月 日本国際親善協会に改称
- 2002年 6月 NPO法人の認証を受ける
- 2005年 9月 中国寧夏回族自治区と山東省で教育支援支援開始以来 7回教育支援訪中
- 2010年 9月 ベトナムハートン省で、ティンロック中学校に浄水装置1号機を設置
以来、ハートン省、ドンナイ省、クアンナム省で15号機まで設置
- 2014年 9月 ハティン省で学資支援を開始
- 2016年 4月 ベトナムで教育・スポーツ・人材育成交流会を開催 (ハノイ・ダナン)
- 2017年 9月 日越人材育成交流会 (ハティン)
- 2018年 8月 ホイアン日本祭出展・日本文化紹介クアンナム省教育交流イベント参加
- 2018年 11月 アジア人材育成交流会 (東京) 開催
- 2019年 7月 日越人材育成交流フォーラム (熊本)
- 2019年 7月 令和元年外務大臣表彰池田理事長受賞
- 2019年 10月 バングラデシュ人材育成交流
- 2019年 10月 カンボジア・モンゴル人材育成交流
- 2020年 9月 新型コロナウイルス感染防止支援事業開始
- 2021年 1月 ベトナム第7次学資支援授与81名
- 2022年 3月 ウクライナ支援・避難民支援活動
- 2022年 5月 ベトナム第8次学資支援授与102名
- 2022年 11月 ベトナム第9次学資支援授与97名
- 2023年 3月 公益性の高い認定NPOとして認められる
- 2023年 4月 日越人材育成交流フォーラム2023inハノイ開催

Vietnam ベトナムでの支援活動

多様な支援を必要としているベトナム

ベトナムの農村地域では水道が普及していないため、2010年から、子どもたちが安心して飲める水を提供してきました。



2021年4月までに15基を設置
累計約30,000名の生徒と先生方や診療所等の施設に安全な水

を提供しています。浄水装置は、浄化筒や浸透膜装置を通過させ、紫外線やオゾンで殺菌するしくみで、省予防衛生センターの分析によりベトナムの飲料水水質基準をクリアする浄化能力を確認したうえで、提供しています。設置後の維持管理については、合意文書に基づき、人民委員会、教育訓練局、村や学校が責任を持ち、地元の協力業者が定期的に検査やメンテナンスを行うため、子どもたちは安心して飲み続けられます

教育・文化・スポーツ・人材育成支援

アジア各国の青少年への支援の一環として、JIFAでは、在日大使館や在日学生青年団体等と協力して、ベトナムや国内で、スポーツ・文化の交流イベントを開催しています。

2016年には、ベトナムハノイとダナンで日越教育・スポーツ・人材育成交流会を開催し、日本での技能実習や留学をめざす青少年やスポーツ指導者との交流を深めました。また、2017年と2019年には日本大使館と共催で適正な人材交流を進めるフォーラムを開催しました。2023年には、講談を通じて日本語を楽しく学ぼうと、講師師神田陽子師匠らの協力を得て伝承文化交流をハノイとハティンで行いました。



ハノイ 2017年5月11日



梅田大使をお迎えして
ハティン 2017年9月6日



アジア各国の子供たちへの支援



中国

中国寧夏回族自治区と山東省の辺境地域で約300人に教育支援を実施(2005~)



カンボジア



地雷によって足を失った方や小児麻痺(ポリオ)のため障がいをもった方たちが自立するための施設で交流・支援



モンゴル



JIFAからの寄付金のお礼にいただいた切り絵
(脳卒中から回復した入居者の作品)

ウランバートルシングルマザー支援団体・介護施設との交流
介護技能を学ぶため来日が可能



ミャンマー



バングラデシュ

ミャンマー人道支援
ロヒンギャ(避難民)を受入れているバングラデシュ支援



ネパール



2015ネパール地震 コメの救援
チュブルン村に風力発電支援

ウクライナ



ウクライナ支援募金 2022.3
ポーランドへ避難民支援募金



ベトナム



東ティエンビエン郡ハンリア村の少数民族の子供たちと交流・支援 (2015)



ベトナム大使館と共同で
チャリティ事業
収益の半分は枯葉剤被害地
救済に半分はJIFA活動へ

イベント賠償責任保険 お見積書
(イベント主催者が行事運営上の責任を問われた場合を補償)

認定NPO法人日本国際親善協会 様

照会番号 2505

保険期間：	未定	1日
	午前0時から	午後4時まで
規定により保険は午後4時に終わるので、プラス1日する場合があります。保険料は変わらず。		
イベント内容：	音楽イベント	
延べ対象人数(名)	210	人
保険料(一括払い)	¥17,250	

引受保険会社：あいおいニッセイ同和損保
株式会社グッド保険サービス
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-7-2F
0120-729-611 担当:渡部
event@goodhoken.co.jp



イベント賠償責任保険 (施設所有管理者賠償責任保険)		1名あたり限度額	1事故あたり限度額	免責 (自己負担額)
基本補償 (主催者に責任のある 事故の賠償補償)	✓ 身体障害の補償(対人賠償)	2億円	5億円	免責0円
	✓ 財物損壊の補償(対物賠償)	**	5,000万円	免責0円
(ご注意) イベントのために借りる会場や会場の借用物は、この財物損壊の補償ではお支払いできません。 別途借用イベント施設損壊補償を付ける必要があります。				
イベント主催者の行事運営上の不備によって生じた偶然な事故により、第三者(参加者を含む)がケガをしたり、第三者の所有物を壊わしたりした場合に、イベント主催者が法律上の損害賠償責任を負担しなければならない損害を補償します。				
特約 (オプション)	✓ 被害者治療費等補償	50万円	1,000万円	免責0円
	✓ 追加被保険者(GHS)	(基本補償に同じ)		
	来場者・参加者・出店者等の契約者以外の方が突発的な原因でイベント会場や主催者に損害を与えた場合の補償。 参加者同士の事故も対象。但し、人物の特定が必須条件。誰がやったか不明な場合は補償対象外です。			
✓が補償されます	✓ 借用イベント施設損壊補償	**	5,000万円	免責1万円
主催者がイベントのために借りた施設建物やその施設から借りた什器備品に対する補償 ★イベント終了し借用施設の返還後に判明した損害は補償対象外。盗難・紛失も対象外。				
✓ 受託者賠償責任	マイク、プロジェクター	51.5万円		免責 5,000円
人のケガの補償	レンタル業者や他人から借りた什器備品等を壊してしまった場合の補償 (貸主名必要)			
物の損害の補償				
その他の補償				
補足 参加者がケガをした場合に1名50万を限度に治療費実費払いをします (熱中症も対象です)。 主催者に運営上の過失責任がある場合は対人・対物賠償でお支払いします。 来場者・参加者の名簿は不要です。申し込み後の人数の増減は不問です。				
●ご注意 この保険は自動車・バス・バイク・船が原因による物損害やケガ等の事故は、規定によりすべて対象外です。その車や船の自動車保険や船舶保険での対応となります。				
ご加入の場合は 開催日の10日前 までに、ご連絡をお願いいたします。		保険料 (銀行振込) ¥17,250 ✓		

この見積書は引受条件、特約、保険料等を説明したものです。補償内容の詳細は、概要書・パンフレット等をご参照ください。
引受保険会社はあいおいニッセイ同和損保です。

	手指の洗浄 消毒剤 モノタロウ/1L 🚚 当日出荷 🛡️ 1年間返品保証	通常 ¥1,098 数量 <input type="text" value="5"/>  小計 ¥5,490	 削除
	クリップペンシル 再生樹脂 コクヨ/PJ-E100D 🚚 当日出荷	通常 ¥739 数量 <input type="text" value="4"/>  小計 ¥2,956	 削除
	コピー用紙 高白色 PEFC認証品 モノタロウ/1冊 🚚 当日出荷 🛡️ 1年間返品保証	通常 ¥469 数量 <input type="text" value="1"/>  小計 ¥469	 削除
	サージカルマスク アズワン/SMEW 🚚 当日出荷	通常 ¥759 数量 <input type="text" value="1"/>  小計 ¥759	 削除
	救急セットDr.K (巾着型) 国分ビジネスサポート/9100 🚚 当日出荷	通常 ¥1,998 数量 <input type="text" value="1"/>  小計 ¥1,998	 削除
	ナイスタック しっかり貼ってはがしやすいタイプ ニチバン/NW-H10 🚚 当日出荷	通常 ¥359 数量 <input type="text" value="1"/>  小計 ¥359	 削除

🔙 お買い物続ける

🛒 バスケットを空にする

小計 (税別) **¥12,031**

📄 見積書を表示 | 価格は全て通常販売価格 (税別)

📅 本日は **木曜特価** よく使うオフィス品だから毎週大特価

👉 商品一覧はこちら

買ったものリスト

ページ: 1 / 4



テープのり 強粘着
モノタロウ
¥179
★★★★★ (27)

🛒 バスケットへ



蛍コート80
トンボ鉛筆
¥59
★★★★★ (9)



蛍コートチャージ
ニ
トンボ鉛筆
¥299
★★★★★ (16)



消しゴムクリサーレ
>(プレミアムタ...
コクヨ
¥149

🛒 バスケットへ



ラミネートフィルム
150µm
モノタロウ
¥3,898
★★★★★ (12)

🛒 バスケットへ



ラミ
A4
モノ
¥1,
★★

🛒

最近見た商品

ページ: 1 / 3

商品点数: 6点

小計 (税別) **¥12,031**

ログインして注文画面へ進む

ユーザーID

パスワード

レジへ進む

セキュリティ強化の為ご注文の際に、
ワードの再入力をお願いしております

🔙 お買い物を続ける

※ユーザーID・パスワードがご不明な
場合はこちら

ユーザーIDでバスケットを共有す
他ブラウザからのアクセスでも共有されま

1回のご注文が3,500円(税別)以上で
**配送料500円(税別) [550円(税込
料(当社負担)**
(但し、離島への配送に関しましては別途申
けます。詳細はお問合せ下さい。)

クーポン番号・キャンペーンコードを
持ちのお客様は次の「ご注文内容の
画面で入力してください。

サービス業のお客様が、
商品と一緒に購入してい

 **画面テープ ナ**
ックしっかり貼
ニチバン
¥449
★★★★★ (1)
🛒 バスケット

 **ナイスタック!**
きれいにはが
ニチバン
¥499
★★★★★ (2)
🛒 バスケット

 **ナイスタック!**
タイプ
ニチバン
¥379
★★★★★ (6)
🛒 バスケット

 **ナイスタック!**
タイプ プンボッ
ニチバン
¥3,998~

御見積書

認定NPO日本国際親善協会 御中

伊瀬 洋昭 様

TEL:0359890814 FAX:0359890814



〒530-0001 大阪市北区梅田三丁目
2番2号 JPタワー大阪22階
株式会社MonotaRO
TEL:0120-443-509
FAX:0120-289-888
<https://www.monota-ro.com/>



以下の通り、御見積り申し上げます。
何卒御下命の程、よろしくお願い申し上げます。

合計金額（税別） ￥23,982-

(配送料、代引手数料は別途加算させていただきます。)

※価格は全て通常販売価格（税別）でのお見積りです。
※キャンペーン、経済情勢などにより価格が変動する事が
ございます。
※本見積書は公的機関への提出に使用することは想定
しておりません。

受渡場所：御指定通り 支払条件：御規定通り**有効期限：発行日を含み5日間**

No.	注文コード	メーカー名	商品名	品番	販売単価	数量	小計
1	18672203	モノタロウ	手指の洗浄 消毒剤	1L	1,098	10	10,980
2	27195735	コクヨ	クリップペンシル 再生樹脂	PJ-E100D	739	4	2,956
3	28635156	モノタロウ	コピー用紙 高白色 PEFC認証品	1冊	469	2	938
4	25956062	アズワン	サージカルマスク	SMEW	759	1	759
5	20545358	国分ビジネスサポート	救急セットDr.K (巾着型)	9100	1,998	1	1,998
6	40464715	ニチバン	ナスタック しっかり貼れてはがし やすいタイプ	NW-H10	359	1	359
7	25248827	アイリスオーヤマ	富士山の天然水ラベルレス 500mL	500ml×24本	1,498	4	5,992

備考	
----	--

新宿文化センター小ホール料金表（1）

本番利用

時間区分	平日	土日休日
午前（9：00～12：00）	17,400円	21,000円
午後（13：00～17：00）	34,600円	41,500円
午前・午後（9：00～17：00）	51,700円	62,100円
夜間（18：00～22：00）	43,300円	52,000円
午後・夜間（13：00～22：00）	77,500円	93,000円
全日（9：00～22：00）	86,700円	103,900円

練習利用

時間区分	平日	土日休日
午前（9：00～12：00）	8,700円	10,500円
午後（13：00～17：00）	17,300円	20,750円
午前・午後（9：00～17：00）	25,850円	31,050円
夜間（18：00～22：00）	21,650円	26,000円
午後・夜間（13：00～22：00）	38,750円	46,500円
全日（9：00～22：00）	43,350円	51,950円

新宿文化センター小ホール料金表（2）

楽屋料金 ※楽屋については、平日・土日休日で料金に変更はありません

時間区分	第1楽屋	第2楽屋
午前 (9:00~12:00)	1,300円	600円
午後 (13:00~17:00)	1,300円	600円
午前・午後 (9:00~17:00)	2,600円	1,200円
夜間 (18:00~22:00)	1,300円	600円
午後・夜間 (13:00~22:00)	2,600円	1,200円
全日 (9:00~22:00)	3,400円	1,500円

附帯設備利用料金一覧表

利用料金の単位は、午前、午後、夜間の区分を1単位とし、本表は1単位当たりの金額です。

*は、調律料は含まれておりません。

小ホール

〔単位：円〕

分類	名 称	単価	
楽 器	*ピアノ（フルコン・スタインウェイD274）	16,000	
	*ピアノ（フルコン・ヤマハCFⅢ-S）	7,000	
舞 台 設 備	ピアノ椅子	300	
	ピアノ椅子（背当付き）	150	
	コントラバス椅子	200	
	演奏者用椅子	100	
	指揮台	500	
	譜面台（指揮者用）	300	
	譜面台（鉄製）	200	
	譜面台（折りたたみ式）	100	
	譜面灯	150	
	平台	300	
	箱足	100	
	ステージマット（1枚）	800	
	屏風（金／銀／鳥の子）…半双を貸出単位とする	1,500	
	毛せん（フェルト）	500	
	毛せん（木綿）	300	
	長布団	250	
	上敷き	500	
	高座用座布団	200	
	人形立て	150	
	演台（小ホール）	900	
	司会者台	500	
	式次第枠	300	
	プログラムスタンド	200	
	花びん（大）	900	
	照 明 設 備	調光装置（シーリングライト1列付き）	2,900
		スポットライト（500w）	300
サスペンションライト		1,500	
アッパーホリゾンライト		1,200	
ローアホリゾンライト		1,000	
ランプピン		1,200	
ブラステート		200	
照明持込器具		300	
音 響 設 備	音響調整装置（ダイナミックマイク2本付き）	4,400	
	コンデンサーマイク（スタンド付き）	1,700	
	ダイナミックマイク（スタンド付き）	1,500	
	ステレオマイク	2,900	
	ワイヤレスマイク装置（ハンドマイク）	2,300	
	ワイヤレスマイク装置（ピンマイク）	2,600	
	DAT	1,500	
	CDプレーヤー	1,200	
	カセットテープレコーダー	1,200	
	サブミキサー	900	
	グラフィックイコライザー	1,000	
	スピーカーPS-10 SX-A360	2,700	
	スピーカーBOSE	3,800	
マルチボックス	250		
音響持込器具	300		
そ の 他 設 備	メモ台付き椅子	100	
	その他持込器具	300	

※小ホールでプロジェクター・スクリーンは貸出しておりません。

◆ 大久保地域センター ◆

住所	新宿区大久保二丁目12番7号	電話 FAX	03-3209-3961 03-3209-3962
交通機関	JR山手線 新大久保駅 徒歩8分 東京メトロ副都心線 東新宿駅エレベーター口 徒歩3分 都営大江戸線 東新宿駅 徒歩8分 都バス 橋63系統[小滝橋車庫前⇄新橋駅前] 大久保通り 下車1分		
休館日	5月、8月、11月及び2月の第3日曜日 / 12月29日～1月3日		

室名	定員 面積)	施設使用料 (上段:登録団体料金、下段:その他一般団体料金)						主な設備等
		午前	午後1	午後2	夜間1	夜間2	全日	
会議室A	60名 (73.4㎡)	900	900	900	1,100	1,100	4,400	スクリーン、会議用テーブル、イス、ホワイトボード、マイク
		1,800	1,800	1,800	2,200	2,200	8,900	
調理工作室	30名 (51.5㎡)	600	600	600	700	700	2,900	調理設備一式、テーブル、イス
		1,200	1,200	1,200	1,500	1,500	5,900	
和室	56名 (86置)	900	900	900	1,100	1,100	4,400	カラオケ設備、舞台、座卓、座布団、茶道具
		1,800	1,800	1,800	2,200	2,200	8,900	
会議室B	30名 (85.3㎡)	400	400	400	500	500	1,900	会議用テーブル、イス、ホワイトボード、スクリーン
		800	800	800	1,000	1,000	3,900	
会議室C	24名 (27.8㎡)	300	300	300	400	400	1,700	会議用テーブル、イス、ホワイトボード
		700	700	700	800	800	3,400	
多目的ホール	120名 (162.9㎡)	2,000	2,000	2,000	2,500	2,500	9,900	スクリーン、音響設備、ピアノ、イス、マイク
		4,000	4,000	4,000	5,000	5,000	19,800	

※ 区分を連続して利用する場合、区分ごとの使用料の合計額をその使用料とします。ただし、全日利用は除く

※ 設備等の詳細については、地域センターへご確認ください。

※ 調理工作室を利用し、調理設備を利用する場合は、1区分につき、1,000円を加算します。ただし、区分の午後1と午後2、又は夜間1と夜間2を通して利用する場合はそれぞれ1区分とみなして1,000円を加算し、全日を利用する場合は3区分とみなして3,000円を加算します。



(協働支援会議委員についての確認)

確 認 書

当法人は、新宿区協働支援会議委員（別紙、委員名簿参照）について、以下のことを確認します。（該当番号に○を記入）

1 別紙「新宿区協働支援会議委員」について、当団体の職員であることを確認しました。

委員名 _____

2 別紙「新宿区協働支援会議委員」について、当団体の社員ではないこと及び直接利害関係がないことを確認しました。

年 月 日

団 体 名 _____ 認定NPO法人日本国際親善協会

所 在 地 _____ 東京都新宿区西新宿1-19-8

_____ 新東京ビル10階

代表者氏名 _____ 代表理事 伊瀬 洋昭

令和7年度新宿区協働支援会議委員名簿

	委員の区分	氏名	備考
1	学識経験者	わだ さよ代 和田 早代	目白大学目白大学短期大学部 ビジネス社会学科 教授
2	非営利活動団体構成員	せきぐち ひろあき 関口 宏聡	認定特定非営利活動法人 セイエン 代表理事
3	非営利活動団体関係者	ひらの かくじ 平野 覚治	一般社団法人全国食支援活動 協力会 専務理事
4	区民（公募区民）	いぬづか ひろまさ 犬塚 裕雅	区民（公募区民）
5	区民（公募区民）	あおやぎ やすひろ 青柳 恭弘	区民（公募区民）
6	区内事業所の社会貢献 部門経験者	いとう きよかず 伊藤 清和	元富士ゼロックス東京（株） CSR部社会貢献推進グループ
7	新宿区社会福祉協議会 職員	みやばた けいすけ 宮端 啓介	新宿区社会福祉協議会 事務局次長
8	地域振興部長	おおやなぎ ゆうじ 大柳 雄志	

※名簿の順は、要綱に規定する区分の順による。